

# 二戸労働基準監督署

# Press Release

二戸労働基準監督署発表 令和7年11月21日(金)

報道関係者 各位

【照会先】二戸労働基準監督署 署 長 中川 徹

〇監督·安衛課長 臺野 洋之

(電話) 0195-23-4131

# 最低賃金法違反の疑いで書類送検

~ 1か月分の賃金不払いの疑い~

二戸労働基準監督署(署長中川 徹)は、本日、法人及び同社代表取締役を、最低賃金法 違反の疑いで盛岡地方検察庁二戸支部に書類送検しました。

# 【事件の概要】

労働者6名に対し、令和7年1月分の定期賃金(合計約140万円)を所定支払日までに支払わなかった疑い。

# 1 被疑者

(1)株式会社FT洋野

所 在 地:岩手県九戸郡洋野町

事業内容:養鶏場の運営に係る委託業務等

(2)被疑者A(代表取締役)

# 2 被疑条文

被疑者株式会社FT洋野及び被疑者Aとともに、

最低賃金法違反

同法第4条第1項(最低賃金の効力)

同法第40条(罰則)

同法第42条(両罰規定)

# 3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは被疑者株式会社FT洋野の労働者6名に対する令和7年1月分(令和7年1月1日から同年1月31日まで)の定期賃金合計約140万円を、所定支払日に、岩手県最低賃金(時間額952円(当時))以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

#### 【参照条文】

**最低賃金法**(昭和34年4月15日法律第137号)

第4条(最低賃金の効力)

1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項~第4項省略)

### 第 40 条 ( 罰則 )

第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

### 第42条(両罰規定)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に 関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各 本条の罰金刑を科する。

#### <参考>

#### 労働基準法

(賃金の支払)

- 第 24 条 <u>賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。</u>ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
- 2 <u>賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。</u>ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第89条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

(罰則)

- 第 120 条 次の各号の一にいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
- 一 第 14 条、第 15 条第 1 項若しくは第 3 項、第 18 条第 7 項、第 22 条第 1 項から第 3 項まで、 第 23 条から第 27 条まで、第 32 条の 2 第 2 項(第 32 条の 3 第 4 項、第 32 条の 4 第 4 項及び第 32 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。)、第 32 条の 5 第 2 項、第 33 条第 1 項ただし 書、第 38 条の 2 第 3 項(第 38 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 39 条第 7 項、 第 57 条から第 59 条まで、第 64 条、第 68 条、第 89 条、第 90 条第 1 項、第 91 条、第 95 条第 1 項若しくは第 2 項、第 96 条の 2 第 1 項、第 105 条(第 100 条第 3 項において準用する場合を 含む。)又は第 106 条から第 109 条までの規定に違反した者

(第2号~第5号略)